

柳津小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

平成 30 年 4 月改定

平成 31 年 3 月改定

令和 元年 7 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 3 年 4 月改定

令和 4 年 4 月改定

令和 5 年 4 月改定

令和 6 年 4 月改定

令和 7 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「柳津小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第 13 条、令和元年度の本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策および令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校の教育は、学校の教育目標「よく考え 助け合い やりぬく 柳津の子」の具現のために教育課程を編制し、日々教育活動を行っている。この中で、自己を見つめながら自分と他人との関係をよりよくしていくことの大切さを、よいことみつけ活動やあいさつ運動などを通して学んでいるが、時には、いじめにつながるような関係になってしまう場合もある。こうした関係をそのままにしておくことなく、それぞれが互いにかけてあげのいない大切な存在であると認め合おうとする教育を行うことを目的に「いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との条件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめ防止等に当たる。

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①いじめは、絶対に許さない。

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る。

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。

- ・いじめが見えていないのは教職員だけであり、子どもたちが知っているという認識のもと、広く情報収集する必要がある。

④いじめは組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級などの集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【児童への4つの約束】

① どの子も全力で応援する。

→誰も一人ぼっちにさせない。

② いつでもどんな相談も聞く。

→どんなことでも受け止める。

③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。

→いじめはみんなで必ず止める。

- ④ 相談されたら、その日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう。
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。

（６）保護者の責務等

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

２ いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（自分づくり・関係づくり・未来づくり）

- ・児童が自ら課題を見つけ、どのように学ぶかを考えたり、その学びをどう生かすかを考えたりする中で、達成感を味わい、さらなる改善を繰り返すことができるよう、教科指導を充実する。
- ・誰もが大切な学校・学級の一員であり、互いの思いを尊重し合意を目指し話し合える環境の中で仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら望ましい人間関係をつくることができるよう、互いのよさを認め合う学年学級経営を充実する。また、毎月３日のいじめを見逃さない日には、日々の活動や言動を振り返り、いじめを絶対にしない、許さない指導を行う。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、道徳や学級活動はもとより児童会等でも適宜取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むようにする。

（２）安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立）

- ・教育活動全体を通して、全教職員で自他の生命のかけがえのなさや人の身体や心を傷つけることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・大人とつながりやすく安心感がもてるよう、ここタンを通して、日々の児童の心の状態を把握し声掛けを充実させる。

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わって社会性を育み、他人の心の痛みや喜び等を理解できるよう、自然との触れあいや幼児・高齢者との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通して、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いを尊重し認め合える心をもって関わることをするための「認識力」「自己啓発力」「行動力」を育む人権教育を充実する。

（４）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・児童の自己有用感、自己肯定感を高める。
- ・共感的な人間関係を育成する。
- ・自己決定の場を与え自己の可能性に気づかせる。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する指導

- ・デジタル・シティズンシップ教育の考え方を踏まえながら、インターネット・通信型ゲーム機等の取り扱いについて、学校と保護者との間で危機感を共有する。
- ・機会を捉えて繰り返しインターネット・通信型ゲーム機等のトラブルを扱い、正しい使い方を指導する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったら必ず見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・児童がいじめに気付いたとき、身近な信頼できる大人に相談したり、友達から相談を受けたときには話を聞き身近な大人につなげたりするなど、動き方がわかるよう、SOSの出し方に関する指導をする。
- ・学校だけでなく、人権啓発センターやエールぎふ、各種電話相談等、外部の機関に相談できることも機会をとらえて周知する。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応・早期解消ができるよう、ここタンでの毎日の心の状態の把握、日常的な声かけ、回答しやすい環境に配慮した定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童の変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任だけではなく、ここタン・Wサポート制を生かし、少人数指導教員・専科教員・養護教諭等全教職員が、些細なサインを見逃さないきめの細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高め、スクールカウンセラー等との協力体制を整える。

(3) いじめの疑いのある事実に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝）

- ・いじめ対策監は、校内巡視を行い、いじめの情報収集といじめ防止の啓発に努める。
- ・いじめ（いじめの疑い）の情報をつかんだ時点で、ガイドライン通り動いているのかフィードバックしながら直ちに校長、いじめ対策監が中心となり組織で対応する。
- ・スタートから被害者側の辛さや不安に寄り添えるよう、役割を分担して対応に当たる。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていないときこそ信頼関係が築けるようにする。
- ・問題発生時においては「大丈夫だろう」「様子をみよう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、管理職・生徒指導主事・いじめ対策監・教育相談コーディネーターを中心に、担任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー等が協力し、保護者や関係機関と積極的な連携を図る。

(5) 教職員の研修の充実

- ・各ステージの職員会や現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、一人一人の教職員が未然防止・早期発見・早期対応ができるようにする。（いじめ基本方針の理解、組織的対応の徹底等）
- ・いじめ事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめの事実が確認された場合には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者に知らせ、謝罪等の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受けとめ、いじめる児童が自らの行為を振り返り、自己の生き方とつなげ見つけ直す指導を大切にする。また、その後の成長まで見届ける。
- ・いじめられた児童とその保護者に対して安心感の確保に努める。
- ・把握できた事実を確認した上で、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の成長に向けて一緒になって取り組んで行こうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係機関等との連携（チーム学校、いじめられた側、いじめた側への支援・指導）

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、直ちに教育委員会に連絡をし、関係機関と情報共有を行う。また、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、スクールロイヤー、病院、民生児童委員、学校運営協議会委員等との関係を大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等と連携して解決にあたる。

4 「学校いじめ防止等対策推進会議」の設置

（法の規定を踏まえ、構成員を明確にして設置すべき組織について）

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

推進会議は、次にあげる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報収集、記録および共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

☐ 学校職員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター 等

☐ 学校職員以外（事案に応じて）

学校運営協議会委員（主任児童委員を含む）、民生委員、児童委員、スクールカウンセラー等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「柳津小学校いじめ防止プログラム」

月	取 組 内 容	備 考
4	・始業式等で「いじめ」について指導 ・「学校だより」、HP等による方針の発信 ・職員研修会の実施：「今年度の方針」「昨年度のいじめの実態・対応」 ・いじめ防止対策等推進会議で方針の確認 ・個人や学級のよいことみつけの実施（児童への視点の提示） ・個人懇談での情報の共有 ＊校内関係者のみによる校内いじめ防止等対策推進会議は4月当初から随時実施	方針の確認
5	・PTA総会で「方針」の説明 ・学校運営協議会で「方針」の説明と承認 ・運動会の取組における「あったか言葉」の指導	
6	・いじめ防止強化週間（6月24日～7月3日） ・異年齢集団「なかよし遊び」（相手を思いやる言動を育てる） ・学校生活アンケートの実施と教育相談週間の取組 ・校内いじめ防止等対策推進会議の実施（含：見届け確認） ・職員会「教師の人権感覚チェックシート」等に基づく人権感覚の向上 ・「いじめについて考える日」に向けた取組	
7	・「いじめについて考える日」の実施（7月3日） ・第1回学校評価アンケートの実施 ・アンケート実施後の事後指導等の見届け ・高学年向け、ネットいじめ講習会	第1回 県いじめ調査
8	・岐阜市生徒会サミットを生かした中学校との連携 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組と現状と見届け）	
9	・取り組み見直し等の報告 ・学校評価アンケート」の公表と今後の取組	
10	・教育相談（前期を振り返って） ・学校運営協議会にて、前期のいじめ防止の取組と現状報告	
11	・職員研修「生活科・社会科・理科・特別支援教育における人権教育」 ・いじめ防止月間の取組 ・学校生活アンケートの実施 ・校内いじめ防止等対策推進会議の実施 ・教育相談週間にアンケートに沿った個別相談 ・高学年向け、ネットいじめ講習会	
12	・ひびきあいの日「児童集会」 ・第2回学校評価アンケートの実施 ・アンケート実施後の事後指導等の見届け	第2回 県いじめ調査
1	・職員会（冬休み前までのいじめ防止の取組と現状と見届け） ・学校生活アンケートの実施 ・校内いじめ防止等対策推進会議の実施 ・教育相談（冬休み後のくらしの悩み）	
2	・教職員による本年度の取組の反省と次年度の取組計画 ・学校運営協議会（今年度の取組について説明と意見交流） ・教育相談週間（個別相談）	
3	・学校評価アンケート」の公表と今後の取組 ・教育相談後の即時対応・指導、事後指導等の見届け ・評価に基づいて次年度の計画立案	第3回 県いじめ調査 問題行動調査 （文科）

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

（「いじめ防止これだけは！」平成24年9月：岐阜県教育委員会や「ほほえみと感動のある学校をめざして【三訂版】～いじめの未然防止のために～」平成24年3月：岐阜県教育委員会 等を参照）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合は、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。最終的には、必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携のもと、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受けとめ、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた児童に対しては、3か月は、本人や保護者の意向を踏まえ、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

【大まかな対応順序】

フロー図参照

（２）「重大事態」と判断されたときの対応

いじめにより児童の生命、心身または財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めているときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び、いじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止の取組に関すること
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取り扱い

○個人調査について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

いじめ事案の指導の流れ

岐阜市立柳津小学校

令和7年4月改定

いじめの疑いのある情報

教職員の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え
児童等からの情報 アンケート ここタン など

さ 最悪を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意をもって
そ 組織的に対応する

複数の教職員へ
報告・相談

情報をつかんだ教職員

校長 教頭

いじめ対策チームの組織

関係教職員を招集
組織的対応（流れ、役割等）

情報共有

学級担任

いじめ対策監

学年主任

生徒指導主事

養護教諭

直ちに報告(報告様式&電話)

学校安全支援課へ報告

最優先で対応

- ・複数（2名以上）での聞き取り
- ・事実が特定できるまでは、聴取することに徹する

傾聴と共感

被害児童

被害児童保護者

安心
信頼

聞き取りⅠ

情報提供者

周辺の児童（学級、班等）

状況把握
情報集約

被害者が所属する集団のリーダー

被害児童

聞き取りⅡ

すり合わせを
しながら
何度も確認

加害児童

被害児童

辛さや不安に
寄り添う

事実確認
事実の特定
全容把握

事実関係の概ね一致

家庭連絡Ⅰ

学校安全支援課へ報告 関係機関との連携

意識に迫る指導
（「行為」のみで
終えない）

加害児童への指導

被害児童への支援

生き方に
関わる指導

校長 教頭

心に寄り添う
声かけ

当事者同士
の納得感

思いを伝え合う場の設定

家庭連絡Ⅱ

保護者の困り
感に寄り添う

校長 教頭

学校管理下で起きたこと
について謝罪 含

加害児童保護者へ

学校で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

被害児童保護者

家庭訪問で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

保護者の
正確な説明
の納得感

保護者同士の会の設定（学校立会い 原則）

学校安全支援課へ「収束」報告 関係機関との連携

支援・指導

見届け

組織的・継続的支援

指導・支援記録の整理・保管・共有・引継ぎ

校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、
学年主任、学級担任による繰り返しの見届け

- ・本人への聞き取り
- ・周りの子どもへの聞き取り
- ・保護者への情報提供と聞き取り